滋賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和５年法律第 68 号。以下「法」という。）の基本理念にのっとり、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する県民の理解を増進するとともに、パートナーシップに係る当事者の不安や生活上の不便の軽減につなげることにより、すべての人の人権が尊重される豊かな社会を実現することを目指し、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ　当事者の一方または双方が、性的指向が異性のみの者以外の者またはジェンダーアイデンティティが出生時の性と異なる者であり、人生において、お互いが協力して継続的に生活を共にすることを約束した二者の関係をいう。

(2) 宣誓　二者が共同して、パートナーシップにあることを宣誓することをいう。

（宣誓の要件）

第３条　宣誓をすることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

(1) 成年に達していること。

(2) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者（パートナーシップにある者を除く。）を含む。）がなく、宣誓に係る相手方（以下「パートナー」という。）以外の者とパートナーシップにないこと。

(3) パートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族または直系姻族をいう。以下同じ。）（養子縁組によって近親者となった者を除く。）でないこと。

(4) 本人またはパートナーが、県内に住所を有する者または３か月以内に県内に転入をすることを予定している者であること。

（宣誓の方法）

第４条　宣誓は、パートナーシップにある二者が職員の面前でパートナーシップ宣誓書（別記様式第１号。以下「宣誓書」という。）に必要な事項を自ら記入し、当該宣誓書に次に掲げる書類を添付して知事に提出することにより行うものとする。ただし、自ら記入することができない者は、他の者に代筆させることができるものとする。

(1) 住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書または戸籍の附票の写し（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 独身証明書または戸籍抄本（宣誓日前３か月以内に発行されたものに限る。）
(3) その他知事が必要と認める書類

２　知事は、宣誓をしようとする者（代筆者を含む。）が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
(1) 個人番号カード
(2) 旅券
(3) 運転免許証
(4) その他官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
(5) 前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

３　宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

（通称の記入）

第５条　宣誓をしようとする者は、社会生活上日常的に使用している通称を宣誓書に記入することを希望し、知事が適当と認める場合は、氏名に併せて通称を宣誓書に記入することができる。この場合において、知事は、社員証、郵便物その他の当該通称が社会生活上日常的に使用されていることを確認することができる書類の提示を求めるものとする。

（子の氏名の記入）

第６条　宣誓をしようとする者は、一方または双方と生計を一にする未成年の子ども（実子または養子をいう。以下「子」という。）の氏名について次条第１項に規定する受領証への記載を希望する場合は、住民票の写し、戸籍抄本その他の当該子との関係を確認することができる書類を知事に提出することにより、当該子の氏名を宣誓書に記入することができる。

（パートナーシップ宣誓書受領証等の交付）

第７条　知事は、宣誓をした者が、第３条各号の要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ宣誓書受領証（別記様式第２号。以下「受領証」という。）および宣誓書の写し（以下「受領証等」という。）を当該宣誓をした者に交付するものとする。ただし、当該宣誓をした者が同条第４号に規定する県内に転入をすることを予定している者（そのパートナーが県外に住所を有する者である者に限る。以下「転入予定者」という。）である場合にあっては、転入予定者受付票（別記様式第３号。以下「受付票」という。）を交付するものとする。

２　知事は、前項ただし書の規定により受付票の交付を受けた者が、知事が別に定める日までに、住民票の写し、住民票記載事項証明書その他の宣誓書を提出した日から 3 か月以

内に県内に転入をしたことを証する書類を知事に提出したときは、受付票と引き換えに、受領証等を当該者に交付するものとする。

（宣誓書記載事項の変更の届出）

第８条　前条の規定により受領証等の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）は、住所、氏名その他宣誓書の記載事項に変更があった場合（第 11 条第１項各号のいずれかに該当する場合、子が成年になった場合ならびに代筆者の氏名および住所に変更があった場合を除く。）は、パートナーシップ宣誓書記載事項変更届（別記様式第４号。以下「変更届」という。）に受領証および次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

(1) 戸籍上の改姓または改名の場合にあっては、戸籍抄本（当該改姓または改名後のものであって、変更届の提出日前３か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

２　知事は、前項の規定による届出があったときは、その内容を確認し、変更後の内容に基づく受領証を当該届出をした者に交付するものとする。

３　第４条第２項および第３項の規定は、第１項の規定による届出をする者について準用する。

（受領証等の再交付）

第９条　宣誓者は、受領証等の亡失、滅失、汚損または破損により受領証等の再交付を受けようとするときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（別記様式第５号。以下「再交付申請書」という。）を知事に提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、受領証等の汚損または破損により受領証等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受領証等を添付して提出しなければならない。

２　第４条第２項および第３項の規定は、前項の規定による再交付を受けようとする者について準用する。

（無効となる宣誓）

第 10 条　次の各号のいずれかに該当するときは、当該宣誓は無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 宣誓者が受領証を不正に利用したとき。

２　知事は、前項の規定により無効となった宣誓に係る受領証の番号を公表することができる。

３　知事は、第 1 項の規定により無効となった宣誓に係る宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

（受領証等の返還）

第11条　宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（別記様式第6号。以下「返還届」という。）に受領証等を添付して知事に提出しなければならない。

(1) パートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）。

(3) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、第3条各号の要件を満たさなくなったとき。

2　前項の規定による届出は、宣誓者のいずれか一方のみの意思により行うことができる。この場合において、知事は、他方の宣誓者に対し、受領証等の返還を求めるものとする。

3　第1項の規定による届出があったときは、当該受領証等は、その効力を失う。

4　知事は、第 1 項の規定による届出があったときは、当該受領証の番号を公表することができる。

5　第4条第2項および第3項の規定は、第1項の規定による届出をする者について準用する。

（個人情報の管理）

第12条　知事は、この要綱に基づく事務を行う際に取得した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき、適正に管理するものとする。

（委任）

第13条　この要綱に定めるもののほか、滋賀県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、総合企画部人権施策推進課長が別に定める。

付　則

1　この要綱は、令和6年9月1日から施行する。

2　宣誓をしようとする者は、この要綱の施行前においても、令和6年8月19日から、第4条第3項の規定の例により、宣誓をする日時等について県と調整することができる。

3　知事は、この要綱の施行後3年を目途として、性的指向およびジェンダーアイデンティティの多様性に関する状況等を勘案し、この要綱の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。